

議員提出議案第11号

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年7月7日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者	中野区議会議員	森 たかゆき
		市川 しんたろう
		加藤 たくま
		小林 ぜんいち
		ひやま 隆
		久保 りか
		浦野 さとみ
		中村 延子

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 19 中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条例第 号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に出発する旅行について費用弁償として支給する旅費に係る第5条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項及び第4項中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本条例の施行の日から令和6年3月31日までの間に出発する旅行に係る費用弁償の額の特例措置を定める必要がある。